

○ 提出書類（別途，作成や事前準備が必要な様式）について

次の表をご確認のうえ，該当する場合は申請(又は届出)の際に別途，各様式を作成などしてください。

手続	書類名		申請方法			作成の必要がある場合など (留意事項)
			電子申請		紙申請	
			申請内容を入力	様式 (Excel) を添付	紙で提出	
屋外広告業登録（新規・更新）申請	屋外広告業登録申請書		不要	必須	必須	
	別紙1と4	屋外広告業登録申請書 (別紙1)	該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	4か所以上の営業所を申請する場合
		屋外広告業登録申請書 (別紙2)	法人	該当があるとき	該当があるとき	7人以上の役員を申請する場合
			個人	不要	不要	
		屋外広告業登録申請書 (別紙3)	該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	当県を除いて3か所以上の自治体で屋外広告業の登録を受けている場合
		屋外広告業登録申請書 (別紙4)	該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	※ 法定代理人が法人の場合で法定代理人の役員が3人以上いる場合
	誓約書		法人	必須	必須	1部（申請者のみ）作成
			個人	必須	必須	1部（代表者のみ）作成 ※ 申請者が未成年者の場合は，当該未成年者及びその法定代理人の2部作成が必要
	略歴書		法人	必須	必須	役員全員分の作成が必要
			個人	必須	必須	1部（代表者のみ）作成が必要 ※ 申請者が未成年者の場合は，当該未成年者及びその法定代理人（法人の場合はその役員全員）分の作成が必要
	業務主任者がその資格に適合することを証する書面 ※屋外広告物講習会修了証明書(写) 屋外広告士合格証書(写) など		必須	必須	必須	申請書に記載した業務主任者の人数分必要
	業務主任者が在籍していることを証する書面 ※在籍証明書(任意様式) など		必須	必須	必須	申請書に記載した業務主任者の人数分必要 ※ 代表者が業務主任者の場合提出不要
	登記事項証明書 (更新にあつては履歴事項全部証明書)	法人のみ	必須 ※3ヶ月以内に発行	必須 ※3ヶ月以内に発行	必須 ※原本 ※3ヶ月以内に発行	
	住民票の抄本	個人のみ	必須 ※3ヶ月以内に発行 ※マイナンバーの記載なし	必須 ※3ヶ月以内に発行 ※マイナンバーの記載なし	必須 ※原本 ※3ヶ月以内に発行 ※マイナンバーの記載なし	
	チェックリスト		不要	不要	必須	

○ 提出書類（別途，作成や事前準備が必要な様式）について

次の表をご確認のうえ、該当する場合は申請(又は届出)の際に別途、各様式を作成などしてください。

手続	書類名		申請方法			作成の必要がある場合など (留意事項)	
			電子申請		紙申請		
			申請内容を入力	様式 (Excel) を添付	紙で提出		
屋外広告業登録事項変更届出	屋外広告業登録事項変更届出書		不要	必須	必須		
	別紙1〜4	屋外広告業登録事項変更届出書 (別紙1)	該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	3か所以上の営業所を変更する場合	
		屋外広告業登録事項変更届出書 (別紙2)	法人	該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	6人以上の役員を変更する場合
			個人	不要	不要	不要	
		屋外広告業登録事項変更届出書 (別紙3)	該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	※ 法定代理人が法人の場合 法定代理人の役員を変更する場合	
		屋外広告業登録事項変更届出書 (別紙4)	該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	4人以上の業務主任者を変更する場合	
	誓約書	法人	該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	1部 (届出者のみ) 作成 ☆ 代表者、法人の役員及び法定代理人 に変更がある場合	
		個人	該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	1部 (代表者のみ) 作成 ☆ 代表者、法人の役員及び法定代理人 に変更がある場合 ※ 届出者が未成年者の場合は、当該未成年者及びその法定代理人の2部作成が必要	
	略歴書	法人	該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	変更のある役員全員分 (退任を除く) の作成が必要 ☆ 代表者、法人の役員及び法定代理人 に変更がある場合	
		個人	該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	1部 (代表者のみ) 作成が必要 ※ 届出者が未成年者の場合は、当該未成年者及びその法定代理人 (法人の場合はその役員全員) 分の作成が必要	
	業務主任者がその資格に適合することを証する書面 ※屋外広告物講習会修了証明書 (写) 屋外広告士合格証書 (写) など		該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	届出書に記載した業務主任者の人数分必要 ☆ 業務主任者 に変更がある場合	
	業務主任者が在籍していることを証する書面 ※在籍証明書 (任意様式) など		該当があるとき	該当があるとき	該当があるとき	届出書に記載した業務主任者の人数分必要 ☆ 業務主任者 に変更がある場合 ※ 代表者が業務主任者の場合提出不要	
	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	法人のみ	該当があるとき ※3ヶ月以内に発行	該当があるとき ※3ヶ月以内に発行	該当があるとき ※原本 ※3ヶ月以内に発行	☆ 商号、名称若しくは氏名又は住所、営業所の名称又は所在地 (※1)、法人の役員、法定代理人 (法人) に変更がある場合	
	住民票の抄本	個人のみ	該当があるとき ※3ヶ月以内に発行 ※マイナンバーの記載なし	該当があるとき ※3ヶ月以内に発行 ※マイナンバーの記載なし	該当があるとき ※原本 ※3ヶ月以内に発行 ※マイナンバーの記載なし	☆ 氏名又は住所、法定代理人 (個人) に変更がある場合	
	※1 営業所の名称又は所在地の変更について、登記事項に変更がない場合は、登記事項証明書の提出は不要						

○ 提出書類（別途，作成や事前準備が必要な様式）について
次の表をご確認のうえ，該当する場合は申請(又は届出)の際に別途，各様式を作成などしてください。

手続	書類名	申請方法			作成の必要がある場合など (留意事項)
		電子申請		紙申請	
		申請内容を入力	様式（Excel）を添付	紙で提出	
屋外広告業登録廃業等届出	屋外広告業登録廃業等届出書	不要	必須	必須	※ 廃業事由等の欄は以下の廃業事由一覧から該当するものを選択
	廃業事由一覧				
	廃業事由等		屋外広告業者と届出人 (届出義務者) との関係		
	(1) 死亡した場合		相続人		
	(2) 法人が合併により消滅した場合		法人を代表する 役員であった者		
	(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合		破産管財人		
	(4) 上記(2)(3)以外の理由により解散した場合		清算人		
(5) 鹿児島県の区域内で屋外広告業を廃止した場合		個人または法人の代表役員			